

2019年7月10日

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

日本放送協会放送受信規約の一部変更について、本日、総務大臣の認可を受けました。

【変更の概要】

設置月の無料化（施行日：2019年10月1日）

新たに受信機を設置した放送受信契約者の負担軽減を図るため、地上系・衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置し、新規に受信契約を締結した場合は、その設置した月について受信料の支払いを不要とします。

また地上契約から衛星契約への契約種別の変更等があった場合は、その変更等があった月について変更前と変更後の契約種別の料額の差額の支払いを不要とします。

設置月の無料化に係る周知については、NHKホームページや各種パンフレット等にて実施していきます。